

別紙

諮問第1032号、第1033号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定及び本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和2年、3年、4年、政策企画局からの現在まで都民の声カード（〇〇のもの）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年6月1日付けで行った本件不開示決定及び本件部分開示決定（以下併せて「本件各決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件不開示決定について

本件対象保有個人情報のうち、別表1に掲げる期間に取得したものについては、保存期間を満了し、廃棄済みで存在しないため、不存在を理由として不開示決定を行ったものである。

(2) 本件部分開示決定について

本件対象保有個人情報のうち、別表2に掲げる期間に取得したものについては、法78条1項7号の規定に基づき、その一部を不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和5年10月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月1日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月25日（第246回第二部会）及び同年11月29日（第247回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1032号及び第1033号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関によれば、本件開示請求の内容に記載の「都民の声カード」とは、福祉保健局が政策企画局から取得した審査請求人に係る「受付・処理票」（以下「本件対象保有個人情報」という。）のことであり、実施機関の業務の執行に関する事項又は職員の行為についての苦情や要望を記録し、関係者間で情報共有することを目的として作成されるものであるとのことである。

ウ 実施機関における「受付・処理票」の取扱いについて

東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。）48条1項及び2項は、公文書の保存期間や保存期間満了後の措置について、主務課長は、文書保存期間・移管基準表に記載された保存期間が満了する日までの間、その所管する課の公文書を適切に保存するものとしている。また、規則53条1項は、保存期間を満了した公文書について、東京都公文書館に移管する場合を除き、廃棄するものとし、規則48条4項2号は、「保存期間が満了する日」について、当該文書等を取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して当該

保存期間が表示する期間の終了する日としている。

エ 別表1に掲げる本件不開示決定の妥当性について

実施機関によれば、本件対象保有個人情報の保存期間は1年、保存期間満了後の措置は「廃棄」と定められているとのことである。

審査会が検討したところ、本件対象保有個人情報のうち、別表1に掲げる期間に取得したものについて、保存期間が満了する日は、令和2年1月1日から同年3月31日までに取得したものが令和3年3月31日、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに取得したものが令和4年3月31日、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに取得したものが令和5年3月31日であることが認められる。

このことを踏まえると、別表1に掲げる期間に取得した本件対象保有個人情報は、保存期間満了後に開示請求を受けたものであり、本件開示請求時点で既に廃棄されていたため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、不存在を理由とした本件不開示決定は、妥当である。

オ 別表2に掲げる本件対象保有個人情報について

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、実施機関が本件対象保有個人情報において不開示とした部分は、いずれも審査請求人から寄せられた実施機関の業務の執行に関する事項又は職員の行為についての苦情や要望の受付を担当した職員（以下「受付職員」という。）の内線電話番号（以下「本件不開示情報」という。）であることが確認された。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件不開示情報は東京都公式ホームページで公表されている内線電話番号とは別のものであり、また他の媒体等により公表されているものでもないとのことであった。そうすると、本件不開示情報を開示することにより、審査請求人が、本件対象保有個人情報の記載内容の真偽や詳細等確かめるために受付職員に対して必要以上の問合せを試み、又は抗議を行うなどの事態が発生することが想定され、実施機関における今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当であ

る。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件不開示決定（諮問第1032号）

本件対象保有個人情報	取得期間	不開示理由
福祉保健局が政策企画局から取得した審査請求人に係る「受付・処理票」	令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間	不存在

別表2 本件部分開示決定（諮問第1033号）

本件対象保有個人情報	取得期間	不開示とした部分	不開示理由 (法78条1項)
福祉保健局が政策企画局から取得した審査請求人に係る「受付・処理票」	令和4年4月1日から令和5年5月2日までの間	担当者（受付）の「TEL」欄	7号